

開成町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

近年の最低賃金の上昇や物価高騰等の社会経済情勢の変化に伴い、施設運営の安定及びサービス水準の維持を図るため、利用料金の上限額を改正したいので、開成町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

開成町自転車等駐車場条例（平成 17 年開成町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

改正後			
別表第 2（第14条関係）			
区分		上限額	
		定期駐車（月額）	随時駐車（1回）
自転車	一般	<u>1,800円</u>	<u>150円</u>
	学生	<u>1,360円</u>	
原動機付自転車		<u>3,000円</u>	<u>300円</u>
備考 1～3（略）			

改正前			
別表第 2（第14条関係）			
区分		上限額	
		定期駐車（月額）	随時駐車（1回）
自転車	一般	<u>1,250円</u>	<u>100円</u>
	学生	<u>940円</u>	
原動機付自転車		<u>2,400円</u>	<u>200円</u>
備考 1～3（略）			

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の開成町自転車等駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行の日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。